

定 款

社会福祉法人 敦賀聖マタイ福祉会

社会福祉法人敦賀聖マタイ福祉会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業

- ア 保育所晴明保育園の設置経営
- イ 一時預かり事業

(名称)

第2条 この法人は社会福祉法人敦賀聖マタイ福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福井県敦賀市相生町14番3号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が21万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要のある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定に関わらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があつたものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

() 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

() 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は全ての理事を持って構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- () この法人の業務執行の決定
- () 理事の職務の執行の監督
- () 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

建物

福井県敦賀市相生町14番3号所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建保育園園舎
1棟（425.56m²）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、敦賀市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、敦賀市長の承認は必要としない。

- () 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- () 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係わる担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- () 事業報告
 - () 事業報告の附属明細書
 - () 貸借対照表
 - () 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - () 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - () 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を得なければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- () 監査報告
 - () 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - () 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - () 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算を持って定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、敦賀市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を敦賀市長に届けなければならない。

第9章 公告の方法その他

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人敦賀聖マタイ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	久泉 清
理 事	宮岸 進
理 事	富田 正通
理 事	中村 道直
理 事	山田 明
理 事	西村 鉄次
理 事	関 兼嗣
監 事	笠松 忠士
監 事	岩崎 崇志

附 則

この改正定款は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この改正定款は、令和3年2月20日より施行する。

社会福祉法人敦賀聖マタイ福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程並びに旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敦賀聖マタイ福祉会（以下「この法人」という。）の定款 第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等と言う。
- （2）費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費を言い、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

2. この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
3. この法人の全評議員の報酬総額は、年間21万円以内とする。

(報酬の額の算定方法)

第5条 役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(費用)

第6条 役員等が理事会、評議員会または評議員選任・解任委員会の招集に応じるため、または用務（監査を含む）のため旅行したときは、（別に定める旅費規程に基づき）旅費を支給する。

- 2 旅費は、当該役員等の居住地から計算して支給する。
- 3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

附則

この規程は、令和3年2月20日より施行する。

別表第1（役員の報酬）

（1）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記のほか、法人の用務のために出動したとき	5,000円

（2）監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
理事会等会議への出席	5,000円
上記のほか、法人の用務のために出動したとき	5,000円

別表2（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記のほか、法人の用務のために出動したとき	5,000円

別表3（理事、監事、評議員等の旅費）

役員職種	鉄道、航空、船舶、車運賃	日当
理事	実費	2,000円
監事	実費	2,600円
評議員、選任解任委員	実費	2,000円

役員一覧

役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	岩崎 由紀子	監事	辻 達博
理事	出口 創	監事	中村 成美
理事	西本 正代		
理事	江村 洋		
理事	竹澤 道子		

評議員	片山 一美	評議員	磯見 幸一
評議員	増田 一司	評議員	平山 光子
評議員	中村 三郎	評議員	中道 篤
評議員	茂田井 淳一		

晴明保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月 31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
収入	保育事業収入	58,830,000	58,695,795	134,205	
	委託費収入	51,700,000	51,627,989	72,011	
	その他の事業収入	7,130,000	7,067,806	62,194	
	補助金事業収入(公費)	3,400,000	3,355,831	44,169	
	受託事業収入(公費)	2,850,000	2,850,000	0	
	受託事業収入(一般)	130,000	124,000	6,000	
	その他の事業収入	750,000	737,975	12,025	
	経常経費寄附金収入	500,000	500,000	0	
	受取利息配当金収入	1,000	99	901	
	その他の収入	1,030,000	1,012,986	17,014	
	利用者等外給食費収入	700,000	690,573	9,427	
	雑収入	330,000	322,413	7,587	
	雑収入	330,000	322,413	7,587	
	事業活動収入計(1)	60,361,000	60,208,880	152,120	
事業活動による 収支	人件費支出	36,950,000	36,696,168	253,832	
	職員給料支出	28,000,000	27,913,208	86,792	
	職員賞与支出	3,800,000	3,635,706	164,294	
	退職給付支出	450,000	437,794	12,206	
	法定福利費支出	4,700,000	4,709,460	△9,460	
	事業費支出	7,010,000	6,533,724	476,276	
	給食費支出	2,300,000	2,234,200	65,800	
	保健衛生費支出	300,000	265,598	34,402	
	保育材料費支出	340,000	309,017	30,983	
	水道光熱費支出	1,600,000	1,500,052	99,948	
	消耗器具備品費支出	600,000	526,865	73,135	
	保険料支出	200,000	155,440	44,560	
	賃借料支出	100,000	97,350	2,650	
	修繕費支出	200,000	176,220	23,780	
	炊具食器費	20,000	11,700	8,300	
	管理諸費支出	750,000	708,180	41,820	
	雑支出	600,000	549,102	50,898	
	事務費支出	15,351,000	15,062,242	288,758	
	福利厚生費支出	100,000	84,000	16,000	
	研修研究費支出	50,000	32,910	17,090	
	事務消耗品費支出	150,000	146,951	3,049	
	水道光熱費支出	30,000	22,440	7,560	
	修繕費支出	300,000	233,980	66,020	
	通信運搬費支出	200,000	183,647	16,353	
	会議費支出	50,000	39,165	10,835	
	業務委託費支出	11,910,000	11,845,870	64,130	
	検査委託費支出	200,000	194,920	5,080	
	給食委託費支出	10,000,000	9,979,200	20,800	
	医事委託費支出	180,000	176,410	3,590	
	保守委託費支出	350,000	347,490	2,510	
	その他の委託費支出	1,180,000	1,147,850	32,150	
	手数料支出	100,000	82,184	17,816	
	保険料支出	100,000	79,850	20,150	
	賃借料支出	1,500,000	1,461,836	38,164	
	土地・建物賃借料支出	360,000	360,000	0	
	保守料支出	310,000	281,013	28,987	
	雑支出	191,000	208,396	△17,396	
	雑支出	191,000	208,396	△17,396	
	その他の支出	750,000	737,436	12,564	

晴明保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月 31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
施設整備等による収支	利用者等外給食費支出	750,000	737,436	12,564	
	事業活動支出計(2)	60,061,000	59,029,570	1,031,430	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	300,000	1,179,310	△879,310	
その他の活動による収支	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0	
その他の活動による収支	積立資産取崩収入	0	71,526	△71,526	
	退職給付引当資産取崩収入	0	71,526	△71,526	
	その他の活動収入計(7)	0	71,526	△71,526	
その他の活動による収支	積立資産支出	300,000	301,428	△1,428	
	退職給付引当資産支出	300,000	301,428	△1,428	
	その他の活動支出計(8)	300,000	301,428	△1,428	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△300,000	△229,902	△70,098	
予備費支出(10)		0 △0	—	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	949,408	△949,408	
前期末支払資金残高(12)		7,959,280	7,959,280	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		7,959,280	8,908,688	△949,408	

晴明保育園拠点区分 事業活動計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月 31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
収益	保育事業収益	58,695,795	64,564,840	△5,869,045
	委託費収益	51,627,989	60,394,140	△8,766,151
	その他の事業収益	7,067,806	4,170,700	2,897,106
	補助金事業収益(公費)	3,355,831	0	3,355,831
	補助金事業収益(一般)	0	3,166,400	△3,166,400
	受託事業収益(公費)	2,850,000	0	2,850,000
	受託事業収益(一般)	124,000	0	124,000
	その他の事業収益	737,975	1,004,300	△266,325
	経常経費寄附金収益	500,000	119,240	380,760
	サービス活動収益計(1)	59,195,795	64,684,080	△5,488,285
サービス活動増減の部 費用	人件費	36,407,070	38,042,912	△1,635,842
	職員給料	27,913,208	27,704,129	209,079
	職員賞与	2,168,706	2,668,808	△500,102
	賞与引当金繰入	948,000	1,467,000	△519,000
	退職給付費用	667,696	612,692	55,004
	法定福利費	4,709,460	5,590,283	△880,823
	事業費	6,533,724	6,704,877	△171,153
	給食費	2,234,200	3,379,215	△1,145,015
	保健衛生費	265,598	294,810	△29,212
	保育材料費	309,017	396,267	△87,250
	水道光熱費	1,500,052	1,565,986	△65,934
	消耗器具備品費	526,865	108,967	417,898
	保険料	155,440	125,770	29,670
	賃借料	97,350	222,860	△125,510
	修繕費	176,220	161,700	14,520
	炊具食器費	11,700	10,178	1,522
	管理諸費	708,180	0	708,180
	雑費	549,102	439,124	109,978
	事務費	15,062,242	16,333,076	△1,270,834
	福利厚生費	84,000	78,000	6,000
	研修研究費	32,910	26,420	6,490
	事務消耗品費	146,951	79,353	67,598
	印刷製本費	0	211,945	△211,945
	水道光熱費	22,440	22,440	0
	修繕費	233,980	1,132,083	△898,103
	通信運搬費	183,647	176,509	7,138
	会議費	39,165	49,358	△10,193
	業務委託費	11,845,870	12,186,760	△340,890
	検査委託費	194,920	338,800	△143,880
	給食委託費	9,979,200	9,979,200	0
	医事委託費	176,410	176,410	0
	清掃委託費	0	178,200	△178,200
	保守委託費	347,490	336,600	10,890
	その他の委託費	1,147,850	1,177,550	△29,700
	手数料	82,184	74,198	7,986
	保険料	79,850	32,800	47,050
	賃借料	1,461,836	1,554,996	△93,160
	土地・建物賃借料	360,000	360,000	0
	保守料	281,013	72,600	208,413
	諸会費	0	122,668	△122,668
	雑費	208,396	152,946	55,450
	雜費	208,396	152,946	55,450
	減価償却費	1,612,033	1,622,284	△10,251

晴明保育園拠点区分 事業活動計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月 31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動外収益 増減の部	国庫補助金等特別積立金取崩額	△769,982	△769,982	△0
	サービス活動費用計(2)	58,845,087	61,933,167	△3,088,080
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	350,708	2,750,913	△2,400,205
サービス活動外費用 増減の部	受取利息配当金収益	99	105	△6
	その他のサービス活動外収益	1,012,986	817,575	195,411
	利用者等外給食収益	690,573	675,895	14,678
	雑収益	322,413	141,680	180,733
	雑収益	322,413	141,680	180,733
	サービス活動外収益計(4)	1,013,085	817,680	195,405
費用 増減の部	その他のサービス活動外費用	737,436	0	737,436
	利用者等外給食費	737,436	0	737,436
	サービス活動外費用計(5)	737,436	0	737,436
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		276,649	817,680	△542,031
経常増減差額(7)=(3)+(6)		626,357	3,568,593	△2,942,236
特別収益 増減の部	特別収益計(8)	0	0	0
	固定資産売却損・処分損	0	13,125	△13,125
	器具及び備品除却・廃棄費用	0	13,125	△13,125
	特別費用計(9)	0	13,125	△13,125
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	△13,125	13,125
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		626,357	3,555,468	△2,929,111
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	△3,225,584	△63,564,138	60,338,554
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	△2,599,227	△60,008,670	57,409,443
	基本金取崩額(14)	0	56,783,086	△56,783,086
	基本金取崩額	0	56,783,086	△56,783,086
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		△2,599,227	△3,225,584	626,357

晴明保育園拠点区分 貸借対照表

令和 5年 3月 31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部			
	当年度末	前年度末	増 減	当年度末	前年度末
流動資産	11,651,120	11,003,843	647,277 流動負債	3,690,432	4,511,563 △821,131
現金預金	6,551,592	7,946,643	△1,395,051 事業未払金	1,204,685	1,230,481 △26,796
事業未収金	2,853,000	0	2,853,000 その他の未払金	5,555	0 5,555
未収補助金	2,246,528	3,057,200	△810,672 未払費用	526,029	920,173 △394,144
			預り金	527,837	0 527,837
			職員預り金	478,326	893,909 △415,583
			賞与引当金	948,000	1,467,000 △519,000
固定資産	15,095,079	16,477,210	△1,382,131 固定負債	1,799,544	1,569,642 229,902
基本財産	8,701,063	7,532,378	1,168,685 退職給付引当金	1,799,544	1,569,642 229,902
建物	8,701,063	7,532,378	1,168,685 負債の部合計	5,489,976	6,081,205 △591,229
その他の固定資産	6,394,016	8,944,832	△2,550,816 純資産の部		
建物	1	2,435,951	△2,435,950 基本金	15,090,000	15,090,000 0
構築物	657,581	770,141	△112,560 第1号基本金	15,090,000	15,090,000 0
車輌運搬具	127,532	171,257	△43,725 國庫補助金等特別積立金	5,265,450	6,035,432 △769,982
器具及び備品	304,358	462,841	△158,483 その他の積立金	3,500,000	3,500,000 0
ソフトウエア	5,000	35,000	△30,000 人件費積立金	1,500,000	1,500,000 0
退職給付引当資産	1,799,544	1,569,642	229,902 修繕積立金	2,000,000	2,000,000 0
人件費積立資産	1,500,000	1,500,000	0 次期繰越活動増減差額	△2,599,227	△3,225,584 626,357
修繕積立資産	2,000,000	2,000,000	0 (うち当期活動増減差額)	626,357	3,555,468 △2,929,111
資産の部合計	26,746,199	27,481,053	△734,854 純資産の部合計	21,256,223	21,399,848 △143,625
			負債及び純資産の部合計	26,746,199	27,481,053 △734,854